地域雇用対策

概　要

改正地域雇用開発促進法のスキーム

厚生労働大臣　－指針の策定－

雇用開発促進地域

- 区域　…　ハローワークの範囲を基本（労働市場圏を想定）
- 雇用情勢　…　有効求人倍率が全国平均を一定程度下回る、労働力人口に対する求職者の割合が全国平均以上
- 計画期間　…　3年以内

等

自発雇用創造地域

- 区域　…　市町村単位（単独又は複数）
- 雇用情勢　…　有効求人倍率が全国平均（1倍以上の場合は1）以下
- 重点分野　…　地域重点分野の設定、雇用創造協議会（市町村、経済団体等）の設置
- 計画期間　…　3年以内

等

↓

都道府県　－計画策定－　市町村（都道府県との共同可）

地域雇用開発計画

- 区域
- 雇用の動向
- 地域雇用開発の目標
- 地域雇用開発の方策　等

⟷ 関係市町村の意見

地域雇用創造計画

- 区域
- 雇用の動向
- 地域雇用開発の目標、方策
- 地域重点分野
- 地域雇用創造協議会　等

⟷ 関係都道府県の意見、協議会の議決

↓ 協議

関係行政機関の長に協議 →
地方労働審議会への付議 →

厚生労働大臣
－同意－

← 関係行政機関の長に協議
← 地方労働審議会への付議

↓

国の支援措置　－地域再生計画、関係省庁の施策との連携－

○　事業主に対する助成
- 事業所の設置・整備に伴う地域求職者の雇入れ助成（30万円～1250万円）
- 地域求職者の雇入れを伴う中核的人材の受入れ助成（100万円（中小企業140万円））
- 能力開発助成（職業訓練に係る経費等の1／3（中小企業1／2））

○　自発雇用創造地域に該当する場合の助成金の特例措置

○　地域雇用創造推進事業
- 地域雇用創造協議会から提案される事業（雇用創出、能力開発、就職促進等）の中から、雇用創造効果の高いものに対し、委託費を支給（最大3年間、上限2億円（7道県かつ広域連携地域においては2.5億円））

○　労働者の委託募集に係る特例措置